

2 福祉のまちづくり条例推進事業

「福祉のまちづくり」とは、誰もが互いに理解し助け合う環境と、高齢者・障害者や子育て中の方など全ての方が安全・円滑に施設を利用できる環境を整えることにより、地域で安心して生活でき、自分の意思で自由にさまざまな活動に参加できる社会をつくることです。

昭和52年には「福祉の都市環境づくり推進指針」を定め、市民、事業者の理解と協力のもと、建物、道路、駅舎、公園等の整備を図るなど30年以上にわたり「福祉のまちづくり」を進めてきました。

具体的な施策としては、誰もが安心して交通機関を利用できるようにするため、平成2年度に、鉄道駅舎へのエレベーター等の設置費を補助する制度を設けるとともに、平成3年度からは、車椅子のまま乗降できるリフト付き路線バスの導入、平成9年度からは車椅子利用者をはじめ誰にも乗りやすいノンステップバスを市営バスに導入し、さらに平成10年度から補助制度を設け、民営バス事業者にもノンステップバスの導入促進を図ってきました。

これらの成果や課題を踏まえ、福祉のまちづくりを総合的に進めるため平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。この条例では、市民・事業者・市の協働により福祉のまちづくりを推進するため、基本的な事項を審議する「横浜市福祉のまちづくり推進会議」を設置するとともに、福祉のまちづくりを総合的かつ計画的に進めていく「福祉のまちづくり推進指針」を策定しています。また、整備基準等を規定した同条例施行規則を平成10年1月に制定し、従来は「福祉の都市環境づくり推進指針」で行っていた協議を条例に基づく事前協議として義務付けました。

この間、国では「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「ハートビル法」という。）」が平成14年に改正され、ハートビル法に基づきバリアフリーに関する条例を市が制定できるようになり、平成16年に「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「ハートビル条例」という。）」が制定されました。平成18年には、公共交通機関等のバリアフリーに関する法律と改正ハートビル法が一本化した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が制定され、これに伴い、ハートビル条例も「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）」と名称を改めました。

このように、本市では背景の異なる建築物のバリアフリーに関する2つの条例が存在していましたが、横浜市としてより一体的に建築物のバリアフリーを進め、また、市民・事業者にとってより分かりやすい条例とするため、平成24年12月に建築物バリアフリー条例と一本化を図る等を含め、福祉のまちづくり条例を改正しました。

1 平成24年度福祉のまちづくり条例に基づく協議等状況

平成23年度までの実績	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	1252	7682	8934	75	172	247

平成24年度協議実績等 (平成25年3月末現在)	協議件数			表示板交付施設		
	官庁	民間	計	官庁	民間	計
	99	544	643	3	6	9

延べ床面積限定なし	官庁	民間	計
官 公 庁 施 設	5	0	5
福 祉 施 設 (そ の 1)	2	96	98
福 祉 施 設 (そ の 2)	13	82	95
病 院	1	5	6
診療所 (患者の収容施設のあるもの)	0	3	3
診療所 (患者の収容施設のないもの)	0	32	32
助 産 所	0	0	0

その他の医療施設等	0	7	7
教育施設	35	30	65
文化施設	7	1	8
集会施設	7	8	15
休憩所	1	1	2
金融機関等の施設	0	5	5
公益事業施設	3	0	3
理容所・美容所	0	4	4
地下街	0	0	0
公衆便所	0	0	0
計	74	274	348

延べ床面積 300 m ² 以上	官庁	民間	計
物品販売業を営む店舗	0	30	30
飲食店	0	11	11
サービス店舗	0	2	2
興行施設	1	3	4
遊興施設	0	4	4
計	1	50	51

延べ床面積 1000 m ² 以上	官庁	民間	計
公衆浴場	0	0	0
運動施設	1	3	4
宿泊施設	0	1	1
展示場	0	1	1
事務所・工場	2	19	21
複合施設	1	12	13
路外駐車場	0	2	2
共同住宅	1	132	133
計	5	170	175

	官庁	民間	計
道	3	2	5

	官庁	民間	計
公園	10	0	10

	官庁	民間	計
鉄道の駅	0	51	51
軌道の停留所	0	0	0
港湾旅客施設	0	0	0
バスターミナル等	2	1	3
計	2	52	54

2 福祉のまちづくり条例に基づく「福祉のまちづくり重点推進地区事業」の概要

福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりをモデル的に推進する地区として、平成 11 年度から平成 21 年度の間、6 地区を指定しました。(平成 22～24 年度は休止)

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

(1) 事業内容

高齢者、障害者、子育て中の方などの公共交通機関の利用環境の改善のため、移動の拠点となる鉄道駅舎を対象とした、民営鉄道駅舎多目的トイレ及びエレベーター等設置補助事業と市営地下鉄既存駅舎エレベーター等整備事業を実施しています。

(2) 実績（平成 24 年度）

J R 山手駅 エレベーター 2 基、多目的トイレ 1 箇所

4 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

(1) 事業内容

車椅子使用者、高齢者、障害者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所を持つバス事業者に対し、ノンステップバスの導入に係る経費の一部を補助しています。

(2) 実績（平成 24 年度）

ノンステップバス補助台数 43 台

5 福祉のまちづくり推進指針に基づく事業

(1) 心のバリアフリー啓発

主に小学校 4 年生を対象に身近なバリアフリーを学び、日頃の生活・行動に生かしていただくための啓発パンフレットを市立小学校 4 年生全児童に配布しました。

(2) 市職員等に対する研修

区局の職員を対象に高齢者疑似体験及び車椅子体験を通し、高齢者、障害者の立場を理解し、日頃の業務に生かす研修を実施しました。計 3 回、約 30 名が受講しました。

また、市職員・民間建築士を対象に片麻痺体験、車椅子体験及び福祉のまちづくり条例施行規則を学ぶ研修を 2 回実施（平成 24 年 11 月 6 日、平成 24 年 11 月 7 日）し、計 34 名が受講しました。

(3) 福祉教育の充実

市立学校教員、地域ケアプラザ職員及び社会福祉協議会職員を対象に、学校・地域における福祉教育の充実、実践事例を学ぶ研修会を平成 24 年 6 月に開催し、89 名が参加しました。（市教育委員会、市社会福祉協議会との共催）

(4) 誰もが使いやすい建築物等の整備推進

主に民間建築士の方を対象に、建物におけるバリアフリーの重要性を学ぶ福祉のまちづくり研修会を平成 25 年 2 月に実施し、66 名が受講しました。（川崎市主催・神奈川県、横浜市共催）